

久喜市一般職職員の給与に関する条例附則第15項、第17項及び第18項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

久喜市一般職職員の給与に関する条例附則第15項、第17項及び第18項の規定による給料に関する規則（令和5年久喜市規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市一般職職員の給与に関する条例附則第14項、第16項及び第17項の規定による給料に関する規則

第1条中「附則第15項、第17項及び第18項」を「附則第14項、第16項及び第17項」に改める。

第2条第3号中「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同条第4号中「附則第13項」を「附則第12項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「附則第15項」を「附則第14項」に改める。

第4条の見出し中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同条第1項中「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同条第4項中「附則第17項」を「附則第16項」に改める。

第5条の前の見出し中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同条第1項中「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改める。

第6条第1項中「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同条第4項中「附則第17項」を「附則第16項」に改める。

第7条の見出し中「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同条第1項中「附則第13項の規定に」を「附則第12項の規定に」に、「給与条例附則第13項の規定が」を「同項の規定が」に、「附則第17項」を「附則第16項」に改め、同条第4項中「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第17項」

を「附則第16項」に改める。

第8条及び第9条中「附則第15項、第17項又は第18項」を「附則第14項、第16項又は第17項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。